

松くい虫等被害総合対策事業仕様書

第1 総則

- 1 本仕様書は、山梨県松くい虫等被害総合対策事業実施要領に基づいて実施する事業に適用する。
- 2 本事業は、松くい虫の被害の防除及び拡大を防止し、公共の利益に寄与するものであり、事業の実施にあたっては、全て誠意をもって適正に行うことを旨としなければならない。
- 3 本事業は、事業委託契約書、設計図書、本仕様書に基づくほか、森林整備事業施工管理基準、森林整備事業施工写真管理基準、関係法令及び諸規定を遵守して実施しなければならない。
- 4 ガソリン等の危険物、チェーンソー、集材機等の機械器具の取り扱いについては、関係法令を遵守し、適正に行わなければならない。
- 5 薬剤を使用する場合には、農薬取締法に基づく農薬登録されたものでなければ使用してはならない。
また、関係諸法令及び諸規定を遵守し、適正な管理、使用をしなければならない。
薬剤は使用期限内のものを使用するとともに、薬剤の空容器等は受注者が持ち帰り適切に処分することとし、これらを証明する資料（写真等）を関係書類とともに保管すること。
- 6 事業の実施にあたり、作業の順序、方法、時期等については監督員の指示を受けること。
また、事後確認が困難な事項については、必要に応じて監督員の確認を受けること。
- 7 作業員には次の事項を遵守させること。
 - ア 安全帽を着用し、あごひもで固定する。
 - イ 薬剤を取り扱う者は、防護手袋、防護マスク、必要に応じて防塵メガネを着用し、作業終了後、露出部の水洗いを励行する。
また、特異体質等で皮膚に異状を起こすおそれのある者は従事させないこと。

ウ 喫煙は十分に注意を払い、林内及び林縁部では行わない。また、たき火は行わないこと。

- 8 受注者は、作業日誌、作業員出役簿、薬剤管理簿、資材受払簿及び作業中の写真等を備え、記録するとともに、監督員の指示により、閲覧させ又は報告すること
- 9 事業実施に伴い、発注者が行う確認及び検査には、現場責任者が立ち合わなければならない。
- 10 本仕様書に明示していないもの、又は疑義を生じたときは、監督員と協議し、又は監督員の指示を受けるものとする。

第2 被害木の伐倒

- 1 伐倒に当たっては、労働安全衛生規則及び林業労働災害防止規定を遵守すること。
- 2 被害調査によって明示された被害木、又は監督員の指示したもの以外は伐倒してはならない。
- 3 伐倒した被害木の胸高部に貼付されているナンバーテープは、剥がして関係書類とともに保管すること。
- 4 調査が行われていない被害木を発見した場合、監督員に報告し指示を受けるものとし、伐採する場合は監督員の調査後に実施すること。
- 5 伐倒は、周辺立木の状況（懸かり木等）、地形、地物の状況等を勘案して、周辺木、農作物及び工作物に損傷を与えないよう実施すること。
防護施設の必要がある場合は、監督員に報告するとともに、工作物等の所有者（管理者）の了解あるいは承諾を得て万全の措置を講ずるものとする。
- 6 伐倒木は、駆除の処理方法に応じて、適宜に玉切り及び枝払いを行なうこと。
- 7 末木枝条は適宜に集積するなど、付近に散乱することのないよう適切な処理を行うこと。

第3 伐倒くん蒸処理

- 1 くん蒸場所は、日光のよくあたる平坦地を選定し、落葉及び腐葉層を除去して丁寧に整地する。これができない場合は平坦になるよう表土を整地した上にビニールを敷くこと。

- 2 集積は、整地した上に被害材を薪積すること。この場合、末木枝条は薪積の内側に入れること。また、被覆ビニールが破れる恐れのある突起あるいは枝条は切り落とすこと。
- 3 薬剤散布前のビニール被覆は、集積被害材の上をビニールシート（生分解性ビニールシートを標準とする。）で半分程度覆い、裾を覆土、丸太等でしっかり押えること。
- 4 薬剤を取り扱うときは、防護手袋、マスクを着用し、衣服、皮膚等に薬剤が飛散しないようにすること。
- 5 薬剤散布は、被害木の材積を確認し、設計図書に示された薬剤を用いて、使用薬剤の仕様書類に基づき定められた数量を薪積した被害材上部全面に散布すること。
また、薬剤の空容器は、指定された場所まで持ち帰り、現場責任者の確認を受けた後その指示に従い処分すること。
- 6 薬剤散布後の被覆は、全体をビニールシートで覆い、風に煽られたり、ガス漏れが生じないように裾を覆土、丸太等で密閉すること。
被害材の下にビニールを敷いている場合は、下のビニールを重ねて折り込み、その上を覆土、丸太等でしっかり押えること。
また、被覆ビニールの破れ、密閉を確認し、必要な補修をすること。
- 7 くん蒸は、14日間行なうものとし、くん蒸中は被覆ビニール上にくん蒸処理期間を明示するとともに、「松くい虫被害木処理中ですから手を触れないください。くん蒸処理期間後は薬剤が無毒化するため人体に影響はありません」等の説明を併記すること。
- 8 風雨等により、処理木が流出、散乱しないよう十分留意して作業を行なうこと。

第4 伐倒薬剤処理

- 1 薬剤を取り扱うときは、防護手袋、マスクを着用し、衣服、皮膚等に薬剤が飛散しないようにすること。
- 2 薬剤散布は、玉切りした被害材を反転しながら、噴霧器で樹皮表面に薬剤を満遍なく散布すること。

- 3 薬剤散布は、被害木の材積を確認し、設計図書に示された薬剤を用いて、使用薬剤の仕様書類に基づき定められた数量を散布すること。
- 4 末木枝条は、散乱したものも集積処理するものとし、枝条の総てに十分薬剤を散布すること。
- 5 降雨時、降雨直後の散布は行わないこと。
- 6 薬剤処理場所の周辺に「松くい虫被害木処理中ですから手を触れないください」等の標識を適宜設置すること。
- 7 風雨等により処理木が流出、散乱しないよう十分留意して作業を行うこと。